

瀬戸市訓令第1号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月13日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(4) 部長 瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号。以下「規則」という。）第45条第1項に規定する部長、同条第2項に規定する危機管理監、<u>同項に規定する担当部長</u>、消防組織法（昭和22年法律第226号）第12条第1項に規定する消防長、瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）第7条第1項に規定する部長、瀬戸市監査委員事務局運営規程（昭和60年瀬戸市監査委員告示第1号）第2条に規定する事務局長、瀬戸市公平委員会事務局運営規程（平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号）第2条に規定する事務局長、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号）第2条に規定する事務局長及び瀬戸市議会事務局条例（昭和54年瀬戸市条例第16号）第2条に規定する事務局長をいう。</p> <p>(5) 部次長 規則第45条第2項に規定する部次長、瀬戸市消防本部組織規則（<u>令和4年瀬戸市規則第2号</u>）第8条第1項に規定する消防次長及び瀬戸市教育委員会事務局組織規則第7条第2項に規定する部次長をいう。</p> <p>(6)から(10)まで &lt;省略&gt;</p> <p>別表第1（第4条—第6条関係）</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(4) 部長 瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号。以下「規則」という。）第45条第1項に規定する部長、同条第2項に規定する危機管理監、消防組織法（昭和22年法律第226号）第12条第1項に規定する消防長、瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）第7条第1項に規定する部長、瀬戸市監査委員事務局運営規程（昭和60年瀬戸市監査委員告示第1号）第2条に規定する事務局長、瀬戸市公平委員会事務局運営規程（平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号）第2条に規定する事務局長、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号）第2条に規定する事務局長及び瀬戸市議会事務局条例（昭和54年瀬戸市条例第16号）第2条に規定する事務局長をいう。</p> <p>(5) 部次長 規則第45条第2項に規定する部次長、瀬戸市消防本部組織規則（<u>平成18年瀬戸市規則第3号</u>）第8条第1項に規定する消防次長及び瀬戸市教育委員会事務局組織規則第7条第2項に規定する部次長をいう。</p> <p>(6)から(10)まで &lt;省略&gt;</p> <p>別表第1（第4条—第6条関係）</p>

1 <省略>

2 人事関係

決裁区分		市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
<省略>						
任 免	任用	部長、部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下		<省略>	
	普通退職	部長、部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下		<省略>	
	異動	部長、部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下		<省略>	
	出勤停止	部長、部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐等以下		<省略>	
<省略>						
<省略>						

3 財務関係

1 <省略>

2 人事関係

決裁区分		市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
<省略>						
任 免	任用	部長、部次長等及び課長等	課長補佐等以下		<省略>	
	普通退職	部長、部次長等及び課長等	課長補佐等以下		<省略>	
	異動	部長、部次長等及び課長等	課長補佐等以下		<省略>	
	出勤停止	部長、部次長等及び課長等	課長補佐等以下		<省略>	
<省略>						
<省略>						

3 財務関係

決裁区分		市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	決裁区分		市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
決裁事項							決裁事項						
契約	施行計画	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<p>1 契約金額が20万円以下の場合は、施行計画の作成を省略することができる（公有財産購入を除く。）。</p> <p>2 変更の場合は、変更後の金額の決裁区分による。</p> <p>3 公有財産購入は、財政課長合議</p>	契約	施行計画	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<p>変更の場合は、変更後の金額の決裁区分による。</p> <p>公有財産購入は、財政課長合議</p>
		<省略>							<省略>				
		<省略>							<省略>				

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。